

2025 年度 白百合女子大学奨学金 募集案内

1.概要

本奨学金は、学業品行ともに優秀で、経済的に学業の継続が困難となった学生の援助を目的としています。単年度の給付であり、次年度も希望する場合は改めて申請が必要となります。

2.支給対象者の要件（基準）

1 次の要件のすべてに該当するもの

- (1)学部2年次以上の学生または大学院生で、最短修業年限以内の者。
- (2)別に定める学業成績基準および家計経済基準を満たしている者。 ※下記参照

2 次の者は出願することができない

- (1)休学または留学中の者。
- (2)編入学初年度または再入学初年度の者。
- (3)大学院生について、本学（本学大学院を含む）および仙台白百合女子大学出身の者。
- (4)前年度に学則第37条または大学院学則第31条の3による懲戒処分を受けた者。

3.審査基準

以下の学業成績基準および家計経済基準を満たしている者

学業成績基準	学部生	(1) 2024年度末の通算 GPA の値が 2.50 以上であること。 (2) 原則として在学年次の標準単位数を修得していること。 ※標準単位数 = 卒業必要単位数 / 修業年限 × 申請者の在学年数 (2年生:31 単位 3年生:62 単位 4年生:93 単位)
	大学院生	(1)大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。 (2)将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。
家計経済基準	(1) 日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たしていること。 (参考:日本学生支援機構 HP) 学部生 ⇒  大学院生 ⇒ 	

※**経済基準**については、日本学生支援機構の第一種奨学金の推薦基準にならい、学部生は生計維持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の1年間の所得金額により、家計の困窮度合いを審査します。大学院生は本人の所得金額により審査します。

4.募集人数・給付金額

■募集人数： 40 名 （募集人数を超える場合、要件を満たしていても不採用となる場合があります。）

■給付金額： 25 万円 （単年度あたりの給付額。次年度も希望する場合は、改めて申込手続が必要。）

※他の学内奨学金（修学支援制度による授業料減免を含む）を受給している場合、授業料の額を上限として金額が調整されます。

例）授業料減免が満額（70 万円）となった。→授業料が 70 万円のため、白百合女子大学奨学金の給付は受けられません。

今年度授業料減免を満額（70 万円）
で受ける方は対象外です。